

【別紙 2】

設計業務特記仕様書

I 業務概要（総括）

1. 業務名称 市立大津市民病院附属棟・管理棟・むつみ寮・第3管理棟解体工事及び旧ケアセンターおおつ棟改修工事設計業務

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

(1) 計画施設

①施設名称 地方独立行政法人市立大津市民病院

②敷地の場所 大津市本宮二丁目 9-9
大津市本宮二丁目 9-40

③施設の用途 総合病院
平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二 第 10 号第 2 類とする。

3. 設計と条件

(1) 敷地の条件

①敷地の面積 別添「設計概要書」のとおり

②用途地域および地区の指定 別添「設計概要書」のとおり

(2) 施設の条件

①施設の延べ面積 別添「設計概要書」のとおり

②主要構造 別添「設計概要書」のとおり

(3) 建設の条件

①建設工期 別添「設計概要書」のとおり

(4) その他の与条件

①工事内容および規模・構造 別添「設計概要書」のとおり

②設計図書の最終提出期限 別添「設計概要書」のとおり

③設計内容 別添「設計概要書」のとおり

4. 業務委託期限または期間

設計業務委託期間

令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 4 年 11 月 30 日

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）による。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

①基本設計

建築基本設計に関する標準業務

②実施設計

建築実施設計に関する標準業務

(2) 追加業務の内容および範囲

①積算業務

建築積算業務（数量調書作成、見積徴収、見積検討資料作成、複合単価等の作成、を含む）

※建物内廃棄物品の処分は本解体工事に含む。

②概略工事工程表の作成

③施工計画資料の整理

④解体工事設計に係るアスベスト調査業務

調査対象建築物

- ・ 付属棟（昭和 58 年築、鉄骨 3 階造、延床 977 m²）
- ・ 管理棟（昭和 54 年築、鉄骨 3 階造、延床 1,009 m²）
- ・ むつみ寮（昭和 55 年築、鉄筋コンクリート 5 階造、延床 3,040 m²）
- ・ 第 3 管理棟（平成 6 年築、鉄骨 2 階造、延床 171 m²）

⑤解体後の跡地利用についての設計

- ・ 駐車場整備（砕石敷設、区画線整備）
- ・ フェンス設置
- ・ サイン看板設置

2. 業務の実施

(1) 一般事項

①基本設計業務は、提示された設計と条件および適用基準等に基づき行う。

②実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書および適用基準等に基づき行う。

③積算業務は、担当者の承諾を受けた実施設計図書および適用基準等に基づき行う。

(2) 準用基準等

本業務で前項に定めのないことについては、国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を準用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよ

う業務を実施しなければならない。特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定または監修したものとし、最新版を使用すること。

①共通

官庁施設の基本的性能基準

官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準的書式

官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン

官庁施設の総合耐震計画基準

官庁施設の総合耐震診断・改修基準

木造計画・設計基準

木造計画・設計基準の資料

官庁施設の環境保全性基準

官庁施設の防犯に関する基準

官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準

建築設計業務等電子納品要領

官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】

公共建築工事積算基準

公共建築工事共通費積算基準

公共建築工事標準単価積算基準

公共建築工事積算基準等資料

営繕工事積算チェックマニュアル

建築物解体工事共通仕様書

建築工事における建築副産物管理マニュアル

工事監理ガイドライン

②建築

建築工事設計図書作成基準

建築工事設計図書作成基準の資料

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

公共建築木造工事標準仕様書

建築工事監理指針（上巻・下巻）

公共建築改修工事監理指針（上巻・下巻）

建築設計基準

建築設計基準の資料

建築構造設計基準

建築構造設計基準の資料

建築工事標準詳細図

構内舗装・排水設計基準
構内舗装・排水設計基準の資料

③建築積算

公共建築数量積算基準
公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

④設備

建築設備計画基準
建築設備設計基準
建築設備工事設計図書作成基準
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
雨水利用・排水再利用設備計画基準
建築設備耐震設計・施工指針（一般財団法人日本建築センター）
建築設備設計計算書作成の手引（一般財団法人公共建築協会）
空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン

⑤設備設計

公共建築設備数量積算基準
公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

⑥その他

石綿障害予防規則
建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
建設工事公衆災害防止対策要綱
ほか解体工事に係る関係法令に従い設計を行うこと。

(3) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

受注者は、契約締結後 14 日以内に次の内容を記載した業務計画書を作成し、担当者に提出しなけ

ればならない。

- ①管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去 5 年間の同種または類似業務の実績、発注物件の業務実績および手持業務の状況
- ②各主任担当技術者の担当分野、氏名、年齢、所属、保有資格、実務経験年数、過去 5 年間の同種または類似業務の実績、発注物件の業務実績および手持業務の状況
- ③担当技術者の分担業務分野、氏名、年齢、所属、保有資格、実務経験年数、過去 5 年間の同種または類似業務の実績
- ④協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由および具体的内容（協力者がある場合）

(4) 管理技術者等の資格要件

業務の実施にあたっては、次の要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。なお、「管理技術者等」とは、管理技術者、主任担当技術者を総称している。

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

※建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下同じ。）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士（資格取得後、5 年以上の実務経験を有すること）

※管理技術者と主任担当技術者は兼務することができる。

(5) 提供資料等

①既存設計図書等

既存建築物設計図書一式

(6) 打合せおよび記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成する。

①業務着手時

②その他必要な時

(7) その他、業務の履行に係る条件等

①成果物の提出場所

市立大津市民病院 法人事務局 施設契約課 施設係

②情報管理について

施設の特異性を考慮し、業務遂行上の様々な情報に対する管理体制を確立すること。

3. 成果物、提出部数等

成果物は、計画施設ごとに取りまとめて、各々指定部数を提出するものとする。なお、解体建物の計画に応じ、作成されない図書がある場合があるため、発注者と協議すること。

(1) 基本設計

| 成果物 | 原 図 | 電子納品 (CAD 及び PDF) | 適用 |
|---|-------|---|--|
| ①建 築 (意匠) 建築 (意匠) 設計図 仕様概要表 仕上表 配置図 平面図 撤去図 展開図 (各部屋) 備品配置計画図 工事費概算書 | 各 1 部 | 対象 対象 各 1 枚 | CD-R CD-R |

(2) 実施設計

| 成果物 | 原 図 | 電子納品 (CAD 及び PDF) | 適用 (A1 又は A2 判以外 は特記) |
|---|-------|----------------------|-----------------------------|
| ①建築 (総合) 表紙 図面リスト a. 建築 (総合) 設計図 特記仕様書 仕上表 配置図 平面図 断面図 撤去図 展開図 (各部屋) 矩計図 断面詳細図 部分詳細図 建具表 備品配置計画図 備品リスト 仮設計画図 その他許可、認定、承認、届出書等 | 各 1 部 | 対象 | CD-R |

| | | | |
|---|--|--|--|
| <p>打合せ記録</p> <p>b.電気設備設計図</p> <p>特記仕様書</p> <p>平面図</p> <p>電灯設備図</p> <p>動力設備図</p> <p>受変電設備図</p> <p>火災報知設備図</p> <p>構内交換設備図</p> <p>情報表示設備図</p> <p>拡声設備図</p> <p>誘導支援設備図</p> <p>呼出し設備図</p> <p>テレビ共同受信設備図</p> <p>機器リスト（必要に応じて）</p> <p>系統図（必要に応じて）</p> <p>器具リスト（必要に応じて）</p> <p>分電盤リスト（必要に応じて）</p> <p>姿図（必要に応じて）</p> <p>電気設備設計計算書</p> <p>c.給排水衛生ガス設備設計図</p> <p>特記仕様書</p> <p>給排水衛生ガス設備平面図</p> <p>消火設備平面図</p> <p>医療ガス設備図</p> <p>機器リスト（必要に応じて）</p> <p>系統図（必要に応じて）</p> <p>器具リスト（必要に応じて）</p> <p>姿図（必要に応じて）</p> <p>給排水衛生設備設計計算書</p> <p>d.空調換気設備設計図</p> <p>特記仕様書</p> <p>空調設備平面図</p> <p>換気設備系統図</p> <p>換気設備平面図</p> | | | |
|---|--|--|--|

| | | | |
|--|-------|-----------------|-------------|
| 特殊設備設計図 機器リスト（必要に応じて） 器具リスト（必要に応じて） 姿図（必要に応じて） 空調設備設計計算書 | 各 1 部 | 各 1 枚 | |
| ②建築積算 建築工事積算数量算出書 建築工事積算数量調書 見積書等関係資料（見積書） | 各 1 部 | 対象 各 1 枚 | CD-R ※A4 出力 |
| ③電気設備積算 電気設備工事積算数量算出書 電気設備工事積算数量調書 見積書等関係資料（見積書） | 各 1 部 | 対象 各 1 枚 | CD-R ※A4 出力 |
| ④機械設備積算 機械設備工事積算数量算出書 機械設備工事積算数量調書 見積書等関係資料（見積書） | 各 1 部 | 対象 各 1 枚 | CD-R ※A4 出力 |
| ⑤アスベスト調査 調査結果報告書 | 各 1 部 | 対象 1 枚 | CD-R ※A4 出力 |

設 計 概 要 書

1. 業務名称 市立大津市民病院附属棟・管理棟・むつみ寮・第3管理棟解体工事及び
旧ケアセンターおおつ改修工事設計業務

2. 計画施設概要

本業務の対象施設の概要は次のとおりとする。

- ①施設名称 地方独立行政法人市立大津市民病院
- ②敷地の場所 大津市本宮二丁目 9-9
- ③施設用途 総合病院
- ④敷地面積 34,107 m²
- ⑤用途地域および地区 準工業地域及び第一種住居地域

3. 設計と条件

提出期限

旧ケアセンターおおつ棟改修設計についての成果物提出期限：令和4年7月29日

解体設計についての成果物提出期限：令和4年11月30日

4. 建設の条件

建設工期（予定）

令和5年1月1日 ～ 令和6年3月31日

（旧ケアセンターおおつ棟工期は令和4年9月1日 ～ 令和4年12月31日）

| | |
|------------------|---|
| 工事内容および 規模・構造 | 地方独立行政法人市立大津市民病院 設計内容 ○附属棟・管理棟・むつみ寮・第3管理棟解体工事及び 旧ケアセンターおおつ棟改修工事設計・工事監理業務 一式 附属棟 鉄骨造 地上3階 延床面積 977 m ² の解体 管理棟 鉄骨造 地上3階 延床面積 1,009 m ² の解体 むつみ寮 鉄筋コンクリート造 地上5階 延床面積 3,040 m ² の解体 第3管理棟 鉄骨造 地上2階 延床面積 171 m ² の解体 旧ケアセンターおおつ棟 鉄筋コンクリート造 地上5階 延床面積 4,356 m ² の1階、2階部分の 改修 ※別紙4「市立大津市民病院現況配置」参照 |
|------------------|---|

| | |
|----------------------|--|
| <p>設計内容の摘要 等</p> | <p>【設計内容の摘要】</p> <p>施設利用者・周辺住民の安全性に十分留意の上、改修・解体計画を立案すること。また、解体工事に際してはアスベスト調査を行い、その結果に基づき関係法令に準じた計画を立案すること。</p> <p>旧ケアセンターおおつ棟の改修部分について、委託者の提示する別紙1「旧ケアセンターおおつ棟改修レイアウト（案）」に基づき、利用者の動線、利便性及び防火・防災・防犯機能に配慮しながら、各部屋の機能並びに必要な備品について適正に決定すること。また、その結果を予め病院担当者へ報告すること。</p> <p>施設の防火防災に関する規制やインフラ整備状況について、関係機関及び病院担当者に確認、協議を行うこと。</p> <p>設計にあたり、病院担当者と協議のうえ工事スケジュールを作成すること。</p> <p>当該工事に伴い必要となる工作物や建物内にある備品等の撤去・処分、必要な備品に係る設計は本委託業務に含む。</p> <p>LAN ケーブル及び電源配置等についても設計を行うこと。</p> <p>【設計業務の摘要】</p> <p>基本設計に係る成果物の提出期限は契約成立の日から 90 日以内とする。</p> <p>全体工程については、病院運営や工事施工への影響を勘案すること。</p> <p>数量の積算については、公共建築数量積算基準・公共建築設備積算基準等により適切に行うこと。なお、積算は建築積算資格者が行うよう努めること。</p> <p>受託者は建築士法第 24 条の 7 に基づく「重要事項説明」を行うこと。</p> |
|----------------------|--|